

美濃市公共建築物等における木材利用推進方針

第1 趣旨

この方針は、「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」（平成22年法律第36号）第9条第1項の規定に基づき、岐阜県が定める「公共施設等における県産材利用推進方針」に即して県産材の利用拡大を図ることを目的に、「公共建築物等における木材利用方針」を定めるものとする。

第2 公共建築物等における木材利用に関する基本的事項

市が整備する公共建築物等において、費用面で著しく合理性を欠かない範囲で、間伐材をはじめとする県産材を積極的に利用した木造化・木質化を推進することにより、市民に木材の持つ優れた特性を提供するとともに、県産材の利用拡大を図るものとする。

第3 公共建築物等における木材の利用の目標

（1）建築工事における利用の推進

建築工事のうち、市が整備する公共施設の建築にあたっては、法的規制、建築物の特徴、用途、維持管理方法等を考慮した上で、低層の建築物は、原則として木造化を図るものとする。

また、木造化を図ることが困難であると判断されるものや、改修を行う施設においては、市民の目に触れる部分を中心に積極的に内装木質化を図るものとする。

（2）まちづくりにおける利用の促進

公園、文化施設周辺等、多数の市民に親しまれるとともに、周辺環境と調和が求められる施設など、木材利用のPR効果の特に高いものの整備にあたっては、積極的に県産材を利用するものとする。

（3）備品等における利用の促進

県産材を原材料に使用した児童・生徒の机、椅子の備品等を積極的に導入するものとする。

（4）木質バイオマスの利用の促進

木質バイオマスを燃料とする暖房器具やボイラーを積極的に導入するものとする。

（5）土木工事における利用の推進

土木工事にあたっては、強度、耐久性、維持管理等を考慮した上で、積極的に県産材を利用するものとする。

第4 利用促進のための環境整備

市は、木材関係者と連携し、公共建築物等の利用に適した木材の供給体制を整備し、県産材を利用しやすい環境を整えるものとする。

第5 利用促進のための普及啓発

(1) 市有施設の管理者等は、多くの市民が木造施設に触れ親しみ、木材の持つ良さや木材利用の意義を理解できるよう、関係施設の普及啓発に努めるものとする。

(2) 市は、木に触れる活動を通じて木に親しむ「木育」の取り組みなどを積極的に行い、県産材の利用促進のための普及啓発に努めるものとする。

第6 その他

この方針に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附則

この方針は、平成24年11月30日より施行する。